



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に  
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail [lk@iemura.jp](mailto:lk@iemura.jp) URL <https://srwakariyasuku.com/>

## マイナポータルでの離職票受け取り

今年1月20日から、一定の条件を満たした場合に、雇用保険の離職票を退職者が直接マイナポータルで受け取れる仕組みが始まりました。

これまで、退職者が失業給付を受給するために必要な離職票は、会社を通じて受け取る方法しかありませんでしたが、今後は、退職者が希望し、**下記3つの条件を満たしたときは**、ハローワークから離職票がマイナポータルに送信され、会社を経由せずに受け取ることが可能となります。

- ① **あらかじめ**マイナンバーを**ハローワークに登録**していること
- ② 退職者がマイナンバーカードを取得し、マイナポータルの利用手続きを行い、**退職の2週間程度前まで**に「雇用保険 WEB サービス」と**連携設定**すること
- ③ 事業所が**電子申請**により雇用保険の離職手続きをすること

詳しくは下記をご覧ください。

<https://roumu.com/pdf/2024120347.pdf>

なお、離職者がハローワークで給付を受ける際、マイナポータルで受け取った離職票はスマートフォン等の画面で提示できれば良く、印刷して持参する必要はありません。

## 任意継続被保険者の標準報酬月額上限アップ

**協会けんぽ加入の会社**を退職した後に、退職前の健康保険に引き続き加入する**任意継続制度**について、保険料の基となる標準報酬月額の上限が今年度（令和7年度）から**32万円に引き上げ**られます。

任意継続被保険者の保険料の基礎となる標準報酬月額は、協会けんぽの**全被保険者の標準報酬月額の平均額**を基に決定されます。これまでは30万円でしたが、昨今の賃上げの流れで平均額が上がったため、引上げとなったものと考えられます。

## 高齢雇用継続給付の支給率ダウン

**高齢雇用継続給付の支給率**が今年4月1日以降に60歳に達した方から**最大10%**（現在は15%）に**引き下げ**られます。

具体的には、60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日）が

- ・令和7年**3月31日以前**の方  
→各月に支払われた賃金の**15%**（従来の支給率）を限度として支給されます。
- ・令和7年**4月1日以降**の方  
→各月に支払われた賃金の**10%**（変更後の支給率）を限度として支給されます。

詳しくは下記リーフレットをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001328827.pdf>

## 弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話、緊急時は家村携帯 09035225025 までお願いします。

Zoom や Webex 等の面談にも対応しております。

# 電子申請

なら



弊所にお任せください

